

設立後最初の学長となる理事長の任期（修正案）

任期

（当初案）

* 設立後最初の学長となる理事長の任期は4年とする。（定款記載事項）

（設立）

* 中期計画	6年	6年	6年	
* 業務運営	A 理事長(学長)	B 理事長(学長)		C 理事長(学長)
	4年	4年	2年	4年

（修正案）

* 設立後最初の学長となる理事長の任期は2年とする。（定款記載事項）

（理由）

- ・法人化の趣旨である大学の自主性・自律性を早期に発揮させるため、学長選考会議の選考によらない設立後の最初の学長となる理事長の任期を可能な限り短期間とする。

（設立）

* 中期計画	6年	6年	6年	
* 業務運営	A 理事長(学長)	B 理事長(学長)		C 理事長(学長)
	2年	4年	2年	4年